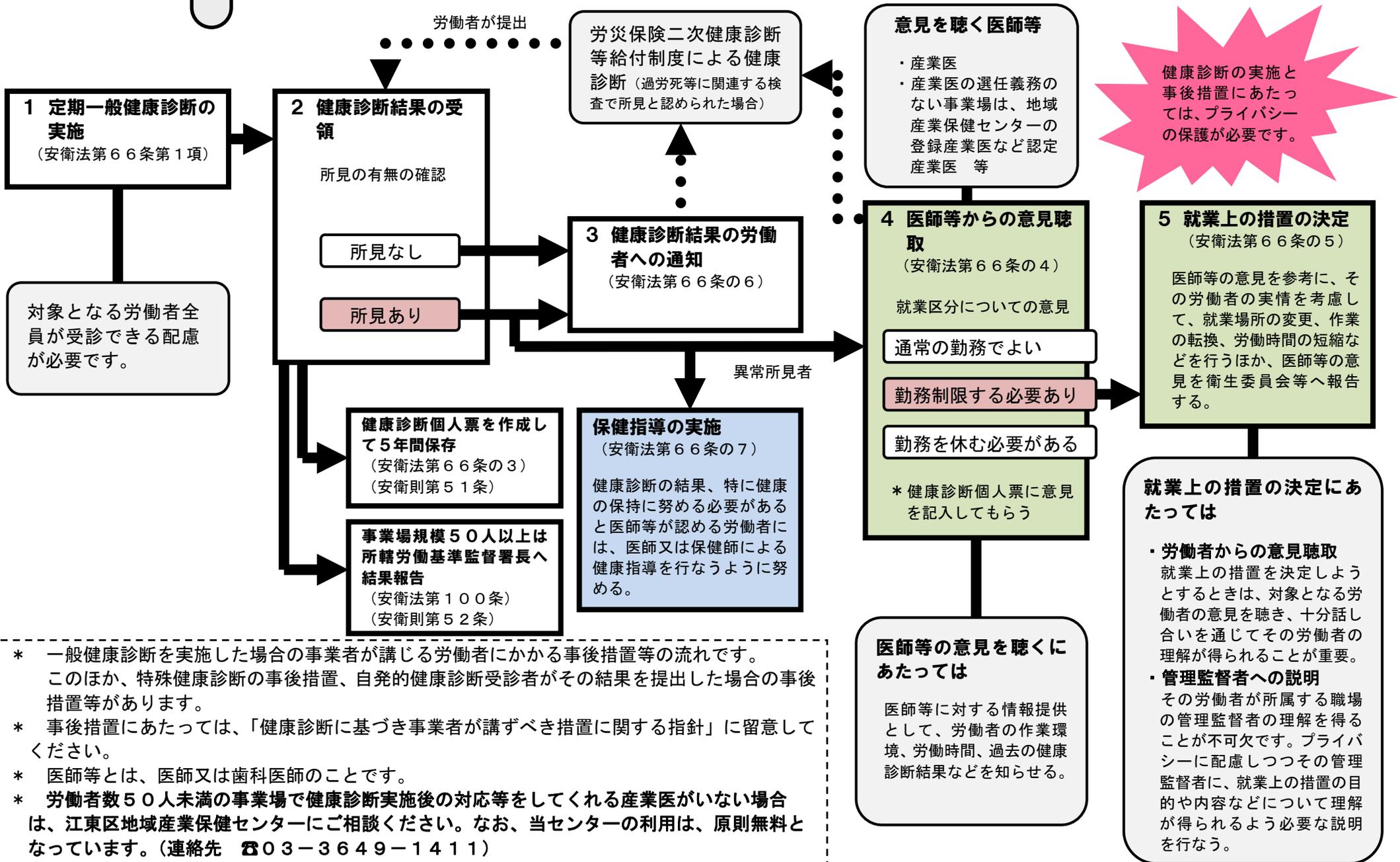


健康診断の実施と事後措置の概要 (定期一般健康診断とその後の流れ)



* 一般健康診断を実施した場合の事業者が講じる労働者にかかる事後措置等の流れです。このほか、特殊健康診断の事後措置、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置等があります。

* 事後措置にあたっては、「健康診断に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に留意してください。

* 医師等とは、医師又は歯科医師のことです。

* 労働者数50人未満の事業場で健康診断実施後の対応等をしてくれる産業医がいない場合は、江東区地域産業保健センターにご相談ください。なお、当センターの利用は、原則無料となっています。(連絡先 ☎03-3649-1411)